第３３号議案

専決処分の承認を求めることについて

ふじみ野市都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和３年６月１日提出

ふじみ野市長　高　畑　　博

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）が令和３年３月３１日に公布され、同年４月１日から施行されたことに伴い、ふじみ野市都市計画税条例（平成１７年ふじみ野市条例第４８号）の一部を改正する必要が生じたため専決処分したので、地方自治法第１７９条第３項の規定により、この案を提出するものである。

専　決　処　分　書

次の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、専決処分する。

ふじみ野市都市計画税条例の一部を改正する条例

ふじみ野市都市計画税条例（平成１７年ふじみ野市条例第４８号）の一部を次のように改正する。

附則第２項（見出しを含む。）中「附則第１５条第１９項」を「附則第１５条第１６項」に改める。

附則第３項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３４項」に改める。

附則第４項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３９項」を「附則第１５条第３５項」に改める。

附則第５項（見出しを含む。）中「附則第１５条第４７項」を「附則第１５条第４２項」に改める。

附則第７項の見出し中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、同項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和３年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第８項及び第９項中「平成３０年度から令和２年度までの各年度分」を「令和４年度分及び令和５年度分」に改める。

附則第１０項及び第１１項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改める。

附則第１２項の見出し中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、同項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和３年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第１４項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和３年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第１５項中「平成３０年度から令和２年度までの各年度分」を「令和４年度分及び令和５年度分」に改める。

附則第１８項中「第１３項、第１８項から第２２項まで、第２４項、第２５項、第２９項、第３３項、第３７項から第３９項まで、第４２項から第４４項まで、第４７項若しくは第４８項」を「第１０項、第１５項から第１９項まで、第２１項、第２２項、第２６項、第２９項、第３３項から第３５項まで、第３７項から

第３９項まで、第４２項若しくは第４３項」に改める。

附則第１９項の見出し中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、同項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第３号）附則第２２条第１項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）附則第１４条第１項」に、「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後のふじみ野市都市計画税条例の規定は、令和３年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和２年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

令和３年３月３１日

ふじみ野市長　高　畑　　博